

1月18日は「118番の日」です。

平成12年から運用を開始した海上保安庁緊急通報用電話番号「118番」が、今年で運用10周年を迎えました。
「118番」通報による海での事件・事故情報の入手は年々増加していますが、より多くの人々にその緊急性・重要性を理解してもらうため、海上保安庁では毎年1月18日を「118番の日」と制定いたしました。

次のような場合は「118番」に通報してください。

- * 海難人身事故に遭遇した、または目撃した。
- * 油の排出等を発見した。
- * 密航・密輸事犯等の情報を得た。
- * 見慣れない船、不審な船を発見した。など。

以上の場合において、「いつ」、「どこで」、「なにがあった」などを簡潔に落ち着いて通報してください。

一般加入電話、公衆電話、携帯電話、PHS、船舶電話などから利用できます。
また、GPS機能付き携帯電話からの通報は、自動で位置情報が送付されるため、通報者が自身の位置を把握できない時等に効果を発揮します。



大切な命！自分で守る～海上保安庁からのお願い～

～自己救命策 3つの基本～

海に落ちても沈まない
ライフジャケット
の着用

1



水中でも大丈夫(防水バックの使用)
携帯電話の携行

2



海のもしものは・・・
118番の活用

3

